

岐阜県公報

号外(一) 令和四年十二月二十日

目次

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課	三
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	人事課	三
岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例	(同)	四
岐阜県個人情報保護審査会条例	(法務・情報公開課)	四三
岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例	(同)	四四
岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	四七
岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例	(観光誘客推進課)	四七
岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例	(県産材流通課)	四八
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議会総務課)	五一
	(議事調査課)	六一

本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三九号)
- 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き上げることとした。
 - 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
 - 施行期日等
 - この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和五年四月一日から施行することとした。
 - 一による改正後の規定は、令和四年二月一日から適用することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第四〇号)
- 岐阜県人事委員会の令和四年一〇月六日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
 - 勤勉手当(任期付職員、任期付職員及び会計年度任用職員にあつては、期末手当)について、年間の支給割合を〇・一〇月分(大学の学長、再任用職員、任期付職員及び任期付職員にあつては、〇・〇五月分)引き上げることとした。
 - 勤勉手当(任期付職員、任期付職員及び会計年度任用職員にあつては、期末手当)について、六月期と二月期の支給割合を改定することとした。
 - 給料表を改定し、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。
- (別表第一、別表第五関係)
- 施行期日等

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たらぬときは翌日

令和四年十二月二十日

- 1 この条例中「1及び3は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、12は令和五年四月一日から施行することとした。」
 - 2 「1による改正後の規定は令和四年二月一日から、13による改正後の規定は令和四年四月一日から適用することとした。」
- 岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（条例第四一号）
- 一 「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 法の施行に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。
 - (一) 保有個人情報の開示に関する事項
 - ア 開示請求に係る手数料は、徴収しないこととした。（第五条関係）
 - イ 保有個人情報の記録された文書の写し等の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならないこととした。（第五条関係）
 - ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を新たに徴収することとした。（第六条関係）
 - (二) 手数料等
 - (三) 岐阜県個人情報保護審査会への諮問
 - ア 県の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岐阜県個人情報保護審査会に諮問することができることとした。（第七条関係）
 - イ 法の施行状況の公表
 - ア 知事は、毎年度、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の法の施行状況について、その概要を公表することとした。（第八条関係）
 - イ 岐阜県個人情報保護条例」を廃止することとした。
 - ウ 岐阜県情報公開条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。
- 岐阜県個人情報保護審査会条例（条例第四二号）
- 一 「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、「行政不服審査法」に基づき設置する岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとした。

- 1 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (一) 保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じ調査審議すること。
 - (二) 特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人に意見を述べる。
 - (三) 県の機関からの個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問に応じ調査審議すること。
 - 2 審査会の組織及び委員の服務は、次のとおりとする。
 - (一) 審査会は、委員六人以内で組織することとした。（第四条関係）
 - (二) 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとした。（第四条関係）
 - (三) 委員の任期は、二年とする。
 - イ 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第六条関係）
 - (四) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第六条関係）
 - 3 審査会は、諮問庁に対し、保有個人情報の提示並びに保有個人情報に含まれている情報の内容を分類又は整理した資料の作成及び提出を求めることができることとした。（第八条関係）
 - 4 2(四)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（第十二条関係）
 - 5 その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項について規定することとした。
 - 6 次の二条例について、所要の規定の整理を行うこととした。
 - (一) 岐阜県住民基本台帳法施行条例
 - (二) 岐阜県行政不服審査会条例
 - 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
 - イ 岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第四三号）
 - ウ 「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、同法に定める不開示情報と「岐阜県情報公開条例」に定める非公開情報との整合を図るため、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一

部を改正する条例（条例第四四号）

一 「旅券法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県事務処理の特例に関する条例

(一) 一般旅券の記載事項変更及び切替申請時における現有旅券の確認事務を全ての市町村に移譲することとした。（別表第一関係）

(二) 一般旅券の査証欄の増補に関する事務の廃止に伴い、当該事務について市町村への権限移譲を廃止することとした。（別表第一関係）

(三) その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例

(一) 一〇年旅券発給手数料、五年旅券発給手数料及びその他旅券発給手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

(二) 旅券査証欄増補手数料を廃止することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、令和五年三月二十七日から施行することとした。（別表第一関係）

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例（条例第四五号）

一 県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とすることとした。

(第一条関係)

二 県産材の利用の促進について、基本理念を定めることとした。（第三条関係）

三 県の責務、森林所有者、事業者及び県民の役割並びに県の市町村への協力を定めることとした。（第四条、第八条関係）

四 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県産材利用推進計画を定めることとした。（第九条関係）

五 県産材の利用の促進に関する施策について規定することとした。（第一〇条、第二二条関係）

六 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例（条例第四六号）

一 議会における個人情報等の取扱いに関し、必要な事項を定めることとした。（第二章関係）

二 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿

を作成し、公表しなければならないこととした。（第一七条関係）

三 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる制度を設けることとした。（第四章第一節関係）

四 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる制度を設けることとした。（第四章第二節関係）

五 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報について、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる制度を設けることとした。（第四章第三節関係）

六 議長は、保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為について審査請求があったときは、原則として岐阜県個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととした。（第四四条関係）

七 議長は、毎年度、この条例の施行状況について、その概要を公表することとした。（第五〇条関係）

八 罰則について規定することとした。（第六章関係）

九 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止のため委員会を招集する場所への委員の参集を制限する必要がある場合等において、オンラインによる委員会への参加を可能とすることとした。（第八条の二関係）

二 この条例は、令和五年六月一日から施行することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例(次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」という。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十

五」を「百分の百二十五」に改め、同号口中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 (第四関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,700	202,100	238,800	271,200	296,400	325,400	370,100	416,100	467,500
	2	153,900	203,900	240,400	272,900	298,700	327,700	372,700	418,600	470,600
	3	155,100	205,800	242,000	274,500	300,800	330,000	375,200	421,100	473,700
	4	156,200	207,600	243,500	276,300	302,900	332,300	377,800	423,600	476,800
	5	157,300	209,100	244,800	278,100	304,700	334,500	379,800	425,500	479,800
	6	158,400	211,000	246,400	280,000	306,700	336,600	382,300	427,800	482,900
	7	159,600	212,800	248,000	281,800	308,500	338,800	384,700	430,000	486,000
	8	160,700	214,700	249,500	283,800	310,100	341,000	387,200	432,200	489,100
	9	161,700	216,300	250,600	285,700	312,100	343,000	389,700	434,300	491,800
	10	163,100	218,100	252,200	287,800	314,400	345,200	392,400	436,400	494,900
	11	164,500	220,000	253,700	289,700	316,700	347,300	395,100	438,500	497,900
	12	165,800	221,800	255,000	291,600	319,000	349,500	397,800	440,700	501,000
	13	167,000	223,200	256,600	293,500	321,100	351,300	400,200	442,500	503,700
	14	168,500	225,100	257,800	295,300	323,300	353,400	402,500	444,400	506,100
	15	170,100	226,900	259,100	296,900	325,500	355,400	404,800	446,400	508,400
	16	171,700	228,700	260,400	298,300	327,700	357,500	407,200	448,400	510,800
	17	172,800	230,300	261,700	300,100	329,600	359,200	409,100	450,200	513,100
	18	174,300	232,100	263,100	302,200	331,700	361,200	411,100	452,000	514,600
	19	175,700	233,700	264,600	304,300	333,700	363,100	413,000	453,800	516,100
	20	177,100	235,200	266,100	306,400	335,700	365,000	414,900	455,600	517,500
	21	178,400	236,600	267,900	308,300	337,500	367,000	416,800	457,400	518,600
	22	181,000	238,200	269,600	310,400	339,600	368,900	418,600	458,900	520,100
	23	183,500	239,800	271,200	312,500	341,700	370,900	420,500	460,400	521,600
	24	186,100	241,400	272,900	314,600	343,800	372,900	422,500	461,900	523,100
	25	188,500	242,400	274,700	316,400	345,200	374,800	424,300	463,300	524,300
	26	190,300	243,900	276,500	318,500	347,200	376,800	425,800	464,600	525,400
	27	192,000	245,200	278,300	320,500	349,100	378,800	427,400	465,900	526,600
	28	193,700	246,500	280,000	322,600	351,100	380,800	429,000	467,100	527,800
	29	195,300	247,700	281,600	324,300	352,800	382,400	430,600	468,100	528,900
	30	197,000	248,700	283,300	326,400	354,700	384,200	431,900	468,800	529,800
	31	198,800	249,700	285,100	328,500	356,600	386,000	433,200	469,600	530,700
	32	200,500	250,800	286,700	330,600	358,500	387,700	434,500	470,300	531,600
	33	202,100	251,900	287,900	331,900	360,400	389,500	435,700	471,000	532,400
	34	203,500	252,800	289,600	333,900	362,200	390,900	437,000	471,800	533,300
	35	205,100	253,700	291,300	335,900	364,000	392,500	438,300	472,500	534,000
	36	206,600	254,800	293,000	338,000	365,700	394,100	439,500	473,200	534,500
	37	207,900	255,800	294,600	339,900	367,200	395,600	440,700	473,700	535,200
	38	209,200	257,200	296,400	341,900	368,500	396,800	441,500	474,400	535,900
	39	210,500	258,400	298,200	343,900	369,900	398,000	442,300	475,100	536,700
	40	211,800	259,800	300,000	345,900	371,300	399,200	443,100	475,700	537,300
	41	213,100	261,100	301,600	347,800	372,800	400,200	443,700	476,200	537,800
	42	214,400	262,500	303,300	349,700	373,700	401,400	444,400	476,700	

	43	215,800	263,700	304,800	351,600	374,800	402,600	445,100	477,100
	44	217,100	264,900	306,500	353,500	375,900	403,800	445,800	477,400
	45	218,200	265,900	308,100	355,000	376,700	404,500	446,600	477,700
	46	219,500	267,200	309,800	356,500	377,600	405,200	447,400	
	47	220,900	268,500	311,500	358,000	378,500	405,900	448,000	
	48	222,200	269,600	313,200	359,500	379,400	406,600	448,700	
	49	223,200	270,700	314,100	361,200	380,400	407,200	449,100	
	50	224,300	271,800	315,700	362,000	381,200	407,900	449,600	
	51	225,400	273,000	317,200	363,200	382,000	408,400	450,000	
	52	226,400	274,100	318,800	364,200	382,800	408,900	450,400	
	53	227,400	275,100	320,500	365,100	383,500	409,200	450,800	
	54	228,300	276,200	322,100	366,200	384,200	409,500	451,200	
	55	229,200	277,300	323,700	367,200	384,900	409,800	451,600	
	56	230,200	278,400	325,300	368,300	385,600	410,100	451,900	
	57	230,500	279,300	326,800	369,200	386,100	410,400	452,200	
	58	231,300	280,400	328,000	369,900	386,700	410,800	452,700	
	59	232,000	281,300	329,200	370,600	387,400	411,100	453,000	
	60	232,700	282,400	330,400	371,300	388,100	411,400	453,300	
再任職員以外の職員	61	233,500	283,500	331,200	371,800	388,500	411,700	453,600	
	62	234,300	284,500	332,100	372,400	389,200	412,000		
	63	235,000	285,500	332,900	373,100	389,800	412,300		
	64	235,600	286,500	333,700	373,800	390,400	412,600		
	65	236,200	287,000	334,600	374,100	390,900	412,900		
	66	236,800	287,900	335,000	374,800	391,500	413,200		
	67	237,500	288,700	335,800	375,500	392,100	413,500		
	68	238,200	289,600	336,600	376,200	392,700	413,800		
	69	238,900	290,600	337,400	376,600	393,100	414,000		
	70	239,500	291,400	338,100	377,200	393,600	414,300		
	71	240,000	292,200	338,800	377,900	394,200	414,600		
	72	240,800	293,000	339,500	378,500	394,800	414,900		
	73	241,500	293,800	340,000	378,900	395,100	415,100		
	74	242,100	294,300	340,600	379,500	395,400	415,400		
	75	242,700	294,800	341,200	380,200	395,800	415,700		
	76	243,200	295,300	341,800	380,800	396,200	415,900		
	77	243,800	295,500	342,100	381,200	396,500	416,100		
	78	244,500	295,800	342,600	381,700	396,800	416,400		
	79	245,300	296,000	343,000	382,300	397,100	416,700		
	80	245,800	296,400	343,500	382,800	397,400	416,900		
	81	246,300	296,600	343,900	383,300	397,600	417,100		
	82	246,900	296,800	344,400	383,900	397,900	417,400		
	83	247,500	297,200	344,900	384,500	398,200	417,700		
	84	248,000	297,500	345,400	384,900	398,400	417,900		
	85	248,500	297,800	345,800	385,200	398,600	418,100		
	86	249,100	298,100	346,200	385,600	398,900			
	87	249,800	298,400	346,700	386,000	399,200			
	88	250,300	298,800	347,100	386,400	399,400			
	89	250,800	299,100	347,400	386,800	399,600			

90	251,300	299,500	347,800	387,300	399,900				
91	251,600	299,900	348,300	387,700	400,200				
92	252,000	300,300	348,700	388,100	400,400				
93	252,300	300,500	348,900	388,400	400,600				
94		300,800	349,300	388,900					
95		301,100	349,800	389,300					
96		301,500	350,200	389,700					
97		301,700	350,400	390,000					
98		302,000	350,800						
99		302,400	351,300						
100		302,800	351,600						
101		303,000	351,900						
102		303,300	352,300						
103		303,700	352,700						
104		304,000	353,100						
105		304,200	353,600						
106		304,500	354,000						
107		304,900	354,400						
108		305,200	354,800						
109		305,400	355,300						
110		305,800	355,700						
111		306,200	356,000						
112		306,500	356,300						
113		306,700	356,800						
114		306,900	357,200						
115		307,200	357,500						
116		307,600	357,800						
117		307,800	358,300						
118		308,000							
119		308,300							
120		308,600							
121		309,000							
122		309,200							
123		309,500							
124		309,800							
125		310,200							
再任用職員	191,300	219,400	260,200	279,900	295,300	321,200	363,700	397,500	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	177,600	193,600	219,000	259,600	302,000	327,500	354,300	389,400	431,000
	2	179,300	195,300	221,000	261,400	303,800	329,800	356,600	391,600	432,900
	3	181,100	197,200	223,100	263,200	305,700	331,900	358,900	393,600	434,800
	4	182,900	199,000	225,100	265,100	307,700	334,000	361,200	395,700	436,700
	5	184,300	200,800	227,200	266,800	309,500	336,100	363,200	397,400	438,100
	6	186,200	203,000	229,000	268,700	311,400	337,900	365,400	399,400	439,800
	7	188,100	205,200	231,000	270,400	313,400	339,600	367,600	401,300	441,400
	8	190,000	207,500	233,000	272,100	315,600	341,200	369,800	403,100	443,000
	9	191,600	209,500	235,100	273,200	317,400	343,000	371,600	404,900	444,600
	10	193,400	211,900	236,900	274,700	319,700	345,300	373,800	406,900	446,300
	11	195,100	214,400	238,800	276,100	321,800	347,600	375,900	409,000	448,000
	12	196,800	216,700	240,600	277,300	323,900	349,900	378,100	411,100	449,700
	13	198,600	218,800	242,500	278,600	325,800	351,900	379,800	412,700	450,900
	14	200,600	220,600	244,400	280,000	327,700	354,100	382,000	414,800	452,500
	15	202,700	222,500	246,300	281,100	329,400	356,300	384,000	416,900	454,300
	16	204,700	224,300	248,300	282,200	331,000	358,500	386,200	419,000	456,100
	17	206,900	226,200	249,800	282,900	332,800	360,500	387,800	420,800	457,700
	18	209,000	228,000	251,600	284,400	335,100	362,600	389,800	422,500	459,500
	19	211,300	229,900	253,500	285,700	337,300	364,600	391,800	424,200	461,300
	20	213,700	231,700	255,300	287,000	339,600	366,700	393,800	425,900	463,100
	21	215,800	233,500	256,900	288,400	341,500	368,500	395,600	427,600	464,700
	22	217,700	235,300	258,300	289,400	343,600	370,500	397,700	429,200	466,500
	23	219,400	237,100	259,600	290,700	345,700	372,400	399,800	430,700	468,200
	24	221,200	239,000	260,900	291,900	347,800	374,500	401,900	432,300	470,000
	25	223,200	240,600	262,100	293,000	349,700	376,200	403,600	433,600	471,400
	26	224,900	242,400	263,300	294,600	351,800	378,300	405,700	435,000	472,800
	27	226,800	244,100	264,700	296,400	353,800	380,300	407,800	436,600	474,300
	28	228,500	245,700	265,800	298,000	355,900	382,400	409,900	438,200	475,600
	29	230,400	246,900	266,700	300,100	357,700	384,300	411,500	439,500	476,800
	30	232,300	248,800	267,700	302,000	359,800	386,400	413,300	441,200	477,500
	31	234,100	250,600	269,000	303,700	361,700	388,500	415,000	442,900	478,200
	32	235,900	252,500	270,000	305,600	363,800	390,600	416,700	444,600	478,900
	33	237,600	253,800	270,500	307,200	365,200	392,500	418,500	446,000	479,300
	34	239,300	255,400	271,700	309,000	367,300	394,600	420,000	447,700	480,100
	35	241,000	256,800	272,800	310,800	369,200	396,700	421,600	449,400	480,800
	36	242,800	258,200	273,800	312,500	371,300	398,700	423,200	451,000	481,500
	37	244,000	259,500	274,600	314,200	373,300	400,400	424,600	452,400	482,000
	38	245,800	260,800	275,500	315,800	375,400	401,900	426,100	453,100	482,700
	39	247,700	262,000	276,500	317,600	377,500	403,200	427,600	453,800	483,200
	40	249,500	263,000	277,400	319,200	379,600	404,600	429,100	454,500	483,800
	41	250,900	264,100	278,400	320,600	381,600	405,900	430,700	454,900	484,300
	42	252,400	265,200	279,500	322,200	383,700	407,000	432,000	455,500	484,700

	43	253,700	266,200	280,600	323,900	385,800	408,000	433,300	456,200	485,100
	44	255,000	267,300	281,400	325,600	387,900	409,000	434,600	456,800	485,500
	45	256,100	267,900	282,600	327,400	389,600	410,200	435,500	457,500	485,800
	46	257,200	269,000	284,100	329,300	391,300	411,400	436,300	458,200	
	47	258,200	269,900	285,400	331,200	393,000	412,600	437,100	458,800	
	48	259,100	271,000	286,900	333,100	394,700	413,800	437,800	459,400	
	49	259,800	271,800	288,600	334,500	396,200	415,100	438,200	460,000	
	50	260,700	272,900	290,300	336,100	397,200	415,900	438,900	460,400	
	51	261,800	273,900	291,800	337,600	398,200	416,700	439,300	460,700	
	52	262,800	274,800	293,300	339,300	399,200	417,500	439,600	461,100	
	53	263,400	275,800	294,600	340,800	400,500	418,000	439,900	461,500	
	54	264,600	276,600	296,200	342,600	401,600	418,700	440,300	461,700	
	55	265,400	277,600	297,900	344,200	402,700	419,400	440,600	462,000	
	56	266,500	278,500	299,400	346,000	403,900	420,000	440,900	462,200	
	57	267,400	279,700	300,800	347,000	405,200	420,700	441,200	462,600	
	58	268,300	281,200	302,500	348,700	406,000	421,100	441,500	462,800	
	59	269,100	282,500	304,200	350,300	406,800	421,700	441,800	463,000	
	60	269,900	284,000	305,800	352,000	407,600	422,300	442,200	463,200	
	61	270,700	285,500	307,300	353,700	408,100	422,800	442,500	463,600	
	62	271,400	287,100	308,900	355,400	408,800	423,400	442,800	463,800	
	63	272,200	288,400	310,500	357,100	409,500	423,900	443,100	464,000	
	64	272,800	289,900	312,100	358,800	410,200	424,400	443,400	464,200	
	65	274,100	291,100	313,400	360,500	410,500	424,800	443,700	464,600	
	66	275,300	292,400	315,100	362,100	411,200	425,400	444,000		
	67	276,300	293,800	316,600	363,700	411,900	425,800	444,300		
	68	277,300	295,000	318,300	365,300	412,600	426,300	444,600		
	69	278,400	296,500	319,700	366,600	413,000	426,700	444,800		
	70	279,800	298,000	321,200	368,000	413,500	427,100	445,100		
	71	281,000	299,500	322,500	369,300	414,100	427,600	445,400		
	72	282,300	300,800	324,000	370,700	414,600	427,900	445,700		
	73	283,300	302,100	324,700	372,000	415,100	428,200	445,900		
	74	284,500	303,400	326,400	373,200	415,500	428,500	446,200		
	75	285,800	304,700	328,000	374,600	416,100	428,800	446,500		
	76	286,900	306,000	329,700	375,900	416,600	429,100	446,800		
	77	288,000	307,000	331,500	377,200	417,100	429,300	447,000		
	78	289,200	308,500	333,200	378,400	417,600	429,600	447,300		
	79	290,300	309,800	334,800	379,600	418,200	429,900	447,600		
	80	291,100	311,300	336,500	380,800	418,700	430,200	447,900		
	81	292,200	312,600	338,200	382,100	419,100	430,400	448,100		
	82	293,300	314,000	339,900	383,300	419,700	430,700	448,400		
	83	294,400	315,200	341,600	384,500	420,200	431,000	448,700		
	84	295,500	316,600	343,300	385,700	420,400	431,200	449,000		
	85	296,700	317,500	344,800	386,800	420,700	431,400	449,200		
	86	297,900	319,000	346,300	387,400	421,300	431,700			
	87	298,800	320,400	347,800	387,900	421,700	432,000			
	88	300,000	321,900	349,300	388,500	422,000	432,200			
	89	301,100	323,400	350,600	389,100	422,300	432,400			

再任職員以外の職員

90	302,300	324,900	351,900	389,700	422,700	432,700
91	303,500	326,400	353,200	390,300	423,100	433,000
92	304,700	327,900	354,600	390,900	423,500	433,200
93	305,200	329,200	356,000	391,300	423,800	433,400
94	306,500	330,600	357,500	391,800	424,200	
95	307,700	332,000	359,000	392,400	424,600	
96	309,000	333,400	360,500	392,900	425,000	
97	310,100	334,600	361,900	393,300	425,300	
98	311,300	335,900	363,100	393,700		
99	312,500	337,200	364,200	394,300		
100	313,700	338,500	365,400	394,800		
101	314,900	339,900	366,600	395,200		
102	316,000	340,900	367,700	395,700		
103	317,100	342,000	368,800	396,300		
104	318,200	343,200	370,000	396,800		
105	319,000	344,300	371,200	397,100		
106	319,600	345,400	371,800	397,600		
107	320,200	346,500	372,400	398,100		
108	320,900	347,600	373,000	398,400		
109	321,400	348,800	373,600	398,600		
110	321,900	349,800	374,100	399,100		
111	322,400	350,800	374,700	399,600		
112	323,000	351,800	375,200	400,100		
113	323,800	352,700	375,600	400,400		
114	324,500	353,600	376,000	400,900		
115	325,200	354,600	376,600	401,400		
116	326,000	355,600	377,100	401,900		
117	326,600	356,700	377,500	402,200		
118	327,400	357,200	378,000	402,700		
119	328,200	357,800	378,600	403,200		
120	329,000	358,400	379,100	403,700		
121	329,600	358,800	379,300	404,100		
122	330,000	359,200	379,800	404,600		
123	330,500	359,700	380,400	405,100		
124	331,000	360,100	380,800	405,600		
125	331,300	360,500	381,200	406,000		
126		360,900	381,700			
127		361,400	382,200			
128		361,800	382,700			
129		362,200	383,000			
130		362,600	383,500			
131		363,000	384,000			
132		363,400	384,500			
133		363,600	384,700			
134		364,100	385,200			
135		364,600	385,600			
136		364,900	386,100			

	137		365,100	386,400						
	138		365,500	386,900						
	139		366,000	387,400						
	140		366,500	387,900						
	141		366,800	388,200						
	142		367,300							
	143		367,800							
	144		368,300							
	145		368,500							
再任用職員		246,200	258,100	262,300	294,200	311,000	325,400	349,500	385,300	417,500

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	181,200	224,200	286,200	333,800	413,800	721,000
	2	183,300	226,500	289,300	336,700	416,300	777,000
	3	185,300	228,800	292,200	339,800	418,700	835,000
	4	187,400	231,000	295,000	342,900	421,200	913,000
	5	189,200	233,200	297,700	346,100	423,400	985,000
	6	191,700	235,300	300,100	348,600	425,900	
	7	194,100	237,500	302,400	351,200	428,200	
	8	196,600	239,700	304,700	353,700	430,700	
	9	199,100	242,000	307,300	356,500	432,500	
	10	201,700	244,500	309,700	359,300	435,000	
	11	204,400	246,900	312,200	362,100	437,400	
	12	207,100	249,400	314,700	365,100	439,700	
	13	209,500	251,500	317,100	368,000	441,200	
	14	211,500	254,000	319,100	370,100	443,400	
	15	213,300	256,400	321,200	372,300	445,700	
	16	215,300	258,900	322,900	374,800	448,000	
	17	217,400	260,900	325,100	376,800	450,200	
	18	219,100	264,100	327,000	379,100	452,600	
	19	220,900	267,200	329,000	381,200	455,000	
	20	222,700	270,400	330,800	383,200	457,400	
	21	224,500	273,300	332,600	385,000	459,500	
	22	226,400	276,400	335,000	386,800	461,900	
	23	228,400	279,300	337,300	388,300	464,300	
	24	230,300	282,300	339,700	389,500	466,700	
	25	232,200	284,900	341,800	390,900	468,700	
	26	234,300	287,600	344,000	392,800	470,900	
	27	236,400	290,100	346,100	394,600	473,100	
	28	238,600	292,800	348,500	396,500	475,300	
	29	240,500	295,400	350,700	398,400	477,500	
	30	242,800	297,800	352,800	400,200	479,800	
	31	245,100	300,000	354,700	401,900	482,000	
	32	247,500	302,400	356,600	403,700	484,200	
	33	249,700	304,600	358,500	405,300	486,200	
	34	251,500	306,900	360,400	407,100	488,300	
	35	253,200	309,400	362,100	408,700	490,600	
	36	255,000	311,700	363,700	410,500	492,900	
	37	256,500	314,200	365,300	411,700	495,000	
	38	258,000	315,600	367,400	413,300	497,000	
	39	259,500	317,300	369,500	414,900	499,000	
	40	261,000	318,700	371,500	416,400	501,000	
	41	262,900	320,500	373,400	417,300	503,000	

	42	264,600	321,000	375,300	418,900	504,900
	43	266,000	321,500	377,100	420,500	506,700
	44	267,500	322,100	379,000	422,100	508,600
	45	268,800	322,900	380,800	423,400	510,500
	46	270,300	323,900	382,600	425,000	512,300
	47	271,900	324,700	384,200	426,500	514,100
	48	273,300	325,800	386,000	428,100	516,000
	49	274,700	326,600	387,500	429,600	517,700
	50	275,200	327,500	389,200	430,900	519,500
	51	275,700	328,400	390,800	432,200	521,300
	52	276,500	329,200	392,600	433,500	523,200
	53	277,000	330,200	393,700	434,300	525,000
	54	277,500	331,000	395,200	435,300	526,700
	55	278,000	331,700	396,700	436,200	528,400
	56	278,500	332,600	398,300	437,100	530,000
	57	279,100	333,100	399,600	438,000	531,600
	58	280,200	333,800	401,000	438,900	532,900
	59	281,100	334,700	402,400	439,900	534,200
	60	282,200	335,500	403,900	440,800	535,500
	61	283,100	336,500	405,200	441,700	536,700
	62	284,100	337,600	406,700	442,600	537,700
	63	285,000	338,700	408,200	443,700	538,700
	64	285,900	339,800	409,700	444,800	539,700
	65	286,700	340,500	410,700	445,600	540,400
	66	287,500	341,600	411,800	446,600	541,300
	67	288,500	342,400	412,900	447,600	542,200
	68	289,400	343,500	414,000	448,600	543,100
	69	289,800	344,100	415,000	449,600	544,000
	70	290,600	345,200	415,900	450,600	544,800
	71	291,500	346,200	416,800	451,500	545,500
	72	292,400	347,300	417,600	452,500	546,100
	73	293,200	347,600	418,400	453,500	546,800
	74	294,300	348,600	419,300	454,400	547,300
	75	295,400	349,600	420,100	455,300	548,100
	76	296,500	350,600	420,900	456,300	548,700
再任 用職 員以 外の 職員	77	297,000	351,700	421,600	457,100	549,200
	78	298,000	352,700	422,200	457,600	549,800
	79	298,900	353,600	422,600	458,300	550,400
	80	299,900	354,600	423,000	458,900	551,000
	81	300,800	355,600	423,300	459,700	551,700
	82	301,700	356,600	423,700	460,400	
	83	302,600	357,600	424,000	460,900	
	84	303,500	358,600	424,400	461,500	
	85	304,000	359,200	424,700	461,900	
	86	304,900	359,800	425,100	462,300	
	87	305,700	360,400	425,500	462,800	
	88	306,600	361,000	425,900	463,100	

89	307,200	361,700	426,200	463,400
90	307,800	362,100	426,700	463,800
91	308,500	362,500	427,100	464,200
92	309,200	363,000	427,400	464,500
93	309,900	363,500	427,700	464,800
94	310,500	363,900	428,100	465,200
95	311,100	364,400	428,400	465,500
96	311,700	364,900	428,700	465,800
97	312,400	365,500	429,000	466,100
98	313,000	366,000	429,400	466,500
99	313,600	366,500	429,700	466,800
100	314,200	367,000	430,000	467,100
101	314,600	367,400	430,300	467,400
102	314,900	367,900	430,700	
103	315,300	368,200	431,000	
104	315,700	368,700	431,300	
105	316,000	369,200	431,700	
106	316,400	369,600	432,100	
107	316,700	370,100	432,400	
108	317,000	370,600	432,700	
109	317,400	371,100	433,000	
110	317,700	371,600	433,300	
111	318,100	372,100	433,600	
112	318,500	372,500	433,900	
113	318,800	372,900	434,200	
114	319,200	373,300	434,500	
115	319,500	373,800	434,800	
116	319,900	374,200	435,100	
117	320,100	374,600	435,300	
118	320,400	375,000		
119	320,800	375,500		
120	321,200	376,000		
121	321,400	376,300		
122	321,700	376,700		
123	322,100	377,200		
124	322,500	377,500		
125	322,700	377,900		
126	322,900	378,400		
127	323,200	378,900		
128	323,600	379,300		
129	323,800	379,800		
130	324,100	380,300		
131	324,500	380,800		
132	324,800	381,300		
133	325,000	381,800		
134	325,300	382,300		
135	325,700	382,800		
136	325,900	383,300		

137	326,100	383,800				
138	326,300	384,300				
139	326,500	384,800				
140	326,800	385,300				
141	327,200	385,800				
142	327,500					
143	327,800					
144	328,100					
145	328,500					
146	328,800					
147	329,100					
148	329,400					
149	329,800					
150	330,100					
151	330,400					
152	330,600					
153	330,900					
154	331,200					
155	331,500					
156	331,800					
157	332,100					
再任用職員	240,200	288,300	299,500	321,800	407,500	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,400	211,300	272,500	338,500	425,000
	2	168,900	213,000	275,000	340,800	426,800
	3	170,500	214,600	277,300	342,900	428,600
	4	172,000	216,400	279,600	345,000	430,400
	5	173,600	218,200	282,000	347,100	432,000
	6	175,600	219,800	284,300	349,000	433,600
	7	177,400	221,600	286,600	350,800	435,500
	8	179,200	223,200	288,700	352,400	437,400
	9	181,000	225,000	290,900	354,200	439,200
	10	183,100	227,000	293,200	356,400	441,000
	11	185,100	228,900	295,600	358,500	442,900
	12	187,100	230,800	297,700	360,700	444,800
	13	189,000	232,400	300,200	362,800	446,400
	14	191,200	234,400	302,000	364,800	448,300
	15	193,300	236,400	304,000	366,800	450,200
	16	195,400	238,500	305,700	368,900	452,100
	17	197,700	240,300	307,600	370,500	453,800
	18	200,000	243,100	309,900	372,500	455,600
	19	202,600	245,800	312,200	374,300	457,400
	20	204,900	248,600	314,600	376,300	459,200
	21	207,400	251,200	317,000	378,100	460,800
	22	209,000	254,100	319,400	380,000	462,600
	23	210,800	256,700	321,700	381,900	464,500
	24	212,500	259,500	324,300	383,800	466,200
	25	214,000	261,800	326,700	385,000	467,800
	26	215,500	264,300	329,100	386,900	469,500
	27	217,300	266,800	331,300	388,700	471,100
	28	218,900	269,100	333,500	390,600	472,700
	29	220,400	271,600	335,600	392,400	474,400
	30	222,200	274,000	337,200	394,400	475,900
	31	223,900	276,200	338,800	396,400	477,200
	32	225,600	278,300	340,400	398,400	478,600
	33	227,100	280,500	342,300	400,100	479,800
	34	228,900	282,700	344,400	401,800	480,500
	35	230,700	284,900	346,500	403,500	481,200
	36	232,500	286,800	348,600	405,300	481,900
	37	234,000	289,200	350,700	406,500	482,500
	38	235,800	290,900	352,900	408,000	483,200
	39	237,700	292,900	355,100	409,400	483,900
	40	239,500	294,700	357,300	410,900	484,600
	41	241,200	296,200	359,200	412,600	485,200
	42	243,000	298,300	361,300	414,000	485,900
	43	244,600	300,400	363,300	415,400	486,600

	44	246,200	302,600	365,400	417,000	487,300
	45	247,400	304,700	367,300	418,600	487,900
	46	248,800	307,100	369,300	419,900	488,600
	47	250,100	309,400	371,200	421,500	489,300
	48	251,200	312,000	373,300	423,100	490,000
	49	252,600	314,300	374,900	424,800	490,600
	50	254,000	316,800	376,800	426,200	
	51	255,300	319,100	378,700	427,800	
	52	256,700	321,400	380,700	429,400	
	53	257,800	323,400	382,600	431,000	
	54	259,000	325,200	384,400	432,500	
	55	260,400	326,900	386,200	434,100	
	56	261,400	328,500	388,000	435,700	
	57	262,700	330,400	389,500	437,200	
	58	263,400	332,600	391,200	438,700	
	59	264,600	334,700	392,900	440,000	
	60	265,600	336,800	394,600	441,400	
	61	266,700	338,900	395,900	442,700	
	62	267,600	341,100	397,300	444,000	
	63	268,800	343,300	398,700	445,300	
	64	269,600	345,500	400,000	446,500	
	65	270,900	347,300	401,400	447,800	
	66	272,300	349,500	402,700	449,000	
	67	273,800	351,600	404,100	450,200	
	68	275,400	353,800	405,500	451,400	
	69	276,700	355,600	406,900	452,700	
	70	278,100	357,600	408,200	453,900	
	71	279,400	359,600	409,600	455,100	
	72	280,700	361,700	411,000	456,300	
	73	281,700	363,300	412,300	457,400	
	74	283,000	365,200	413,700	458,000	
	75	284,300	367,100	415,100	458,500	
	76	285,300	369,000	416,500	459,000	
再任職員以外の職員	77	286,300	370,900	417,600	459,500	
	78	287,300	372,600	418,900	460,100	
	79	288,300	374,300	420,200	460,600	
	80	289,300	376,000	421,600	461,100	
	81	290,400	377,500	422,900	461,600	
	82	291,700	379,000	424,200	462,200	
	83	292,900	380,500	425,400	462,700	
	84	294,100	382,000	426,700	463,200	
	85	295,100	383,100	427,800	463,700	
	86	296,300	384,500	429,000	464,300	
	87	297,300	385,900	430,200	464,800	
	88	298,500	387,300	431,300	465,300	
	89	299,600	388,600	432,300	465,800	
	90	300,800	389,900	433,300		

91	302,000	391,200	434,300
92	303,200	392,500	435,300
93	303,700	393,800	436,200
94	304,700	395,000	437,100
95	305,900	396,300	437,900
96	307,100	397,600	438,700
97	308,100	399,000	439,500
98	309,200	400,000	439,900
99	310,300	401,100	440,300
100	311,400	402,200	440,700
101	312,300	403,000	441,100
102	313,400	404,000	441,400
103	314,500	405,100	441,700
104	315,600	406,200	442,100
105	316,200	406,900	442,400
106	317,100	407,900	442,700
107	317,900	408,900	443,000
108	318,700	409,900	443,200
109	319,600	410,600	443,400
110	320,000	411,500	
111	320,500	412,400	
112	321,000	413,200	
113	321,600	413,700	
114	322,000	414,400	
115	322,500	415,100	
116	323,000	415,800	
117	323,600	416,400	
118	324,100	417,000	
119	324,600	417,400	
120	325,100	417,800	
121	325,600	418,200	
122	326,000	418,500	
123	326,500	418,800	
124	327,000	419,000	
125	327,600	419,200	
126	327,900	419,500	
127	328,200	419,800	
128	328,500	420,000	
129	328,800	420,200	
130	329,100	420,500	
131	329,400	420,800	
132	329,700	421,000	
133	329,900	421,300	
134	330,100	421,600	
135	330,300	421,900	
136	330,600	422,100	
137	330,900	422,300	

	138	331,100	422,600			
	139	331,400	422,900			
	140	331,700	423,100			
	141	331,900	423,300			
	142	332,100				
	143	332,400				
	144	332,600				
	145	332,900				
	146	333,100				
	147	333,400				
	148	333,700				
	149	333,900				
	150	334,100				
	151	334,400				
	152	334,700				
	153	334,900				
再任用職員		238,500	279,600	308,900	337,500	423,300

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,400	183,500	272,500	301,600	414,700
	2	168,900	185,600	275,000	304,200	416,200
	3	170,500	187,800	277,300	307,100	417,700
	4	172,000	190,000	279,500	309,500	419,200
	5	173,600	192,100	281,900	312,100	420,600
	6	175,600	194,100	284,300	314,200	422,100
	7	177,400	196,300	286,600	316,600	423,700
	8	179,200	198,400	288,700	318,700	425,300
	9	181,000	200,600	290,900	320,900	426,700
	10	183,100	203,300	293,200	323,300	428,100
	11	185,100	205,900	295,600	325,800	429,500
	12	187,100	208,600	297,700	328,300	430,900
	13	189,000	211,300	300,200	330,800	432,200
	14	191,200	213,000	302,000	332,800	433,600
	15	193,300	214,600	304,000	334,700	435,000
	16	195,400	216,400	305,700	336,800	436,400
	17	197,700	218,200	307,600	338,600	437,600
	18	200,000	219,800	309,900	340,900	438,900
	19	202,600	221,600	312,200	343,000	440,100
	20	204,900	223,200	314,600	345,100	441,400
	21	207,400	225,000	317,000	347,100	442,500
	22	209,000	227,000	319,400	349,000	443,800
	23	210,800	228,900	321,700	350,800	445,100
	24	212,500	230,800	324,300	352,400	446,400
	25	214,000	232,400	326,700	354,200	447,700
	26	215,500	234,400	329,100	356,100	448,900
	27	217,100	236,400	331,300	358,000	450,100
	28	218,600	238,500	333,500	359,900	451,200
	29	220,300	240,300	335,600	361,700	452,500
	30	222,100	243,100	337,200	363,600	453,300
	31	223,800	245,800	338,800	365,300	454,100
	32	225,500	248,500	340,400	367,200	455,000
	33	226,900	251,200	342,300	368,600	455,900
	34	228,600	254,100	344,400	370,300	456,400
	35	230,300	256,700	346,500	371,900	456,900
	36	232,000	259,500	348,600	373,700	457,400
	37	233,400	261,800	350,600	375,600	457,900
	38	235,100	264,300	352,600	377,200	458,400
	39	236,900	266,800	354,600	378,500	458,900
	40	238,600	269,100	356,600	380,100	459,400
	41	240,200	271,600	358,100	381,200	459,900
	42	241,900	274,000	359,900	382,700	460,400
	43	243,600	276,200	361,500	384,100	460,900

	44	245,200	278,300	363,300	385,600	461,400
	45	246,800	280,500	365,100	387,100	461,900
	46	248,400	282,700	366,800	388,700	462,400
	47	249,700	284,900	368,200	390,300	462,900
	48	251,000	286,800	369,800	391,900	463,400
	49	252,100	289,200	371,000	393,300	463,900
	50	253,500	290,900	372,600	394,800	
	51	254,900	292,900	374,200	396,300	
	52	256,100	294,700	375,900	397,800	
	53	257,200	296,200	377,400	399,000	
	54	258,600	298,300	378,900	400,300	
	55	259,600	300,400	380,400	401,400	
	56	260,700	302,600	381,900	402,500	
	57	261,900	304,700	383,400	403,900	
	58	262,900	307,100	384,800	405,100	
	59	264,000	309,400	386,200	406,400	
	60	265,000	312,000	387,600	407,700	
	61	266,300	314,300	388,500	409,000	
	62	267,000	316,800	389,700	410,000	
	63	267,900	319,100	390,900	411,400	
	64	268,500	321,400	392,100	412,800	
	65	269,600	323,400	393,100	414,000	
	66	271,100	325,200	394,300	415,100	
	67	272,200	326,900	395,300	416,300	
	68	273,500	328,500	396,400	417,500	
	69	275,100	330,400	397,600	418,500	
	70	276,600	332,600	398,600	419,700	
	71	277,900	334,700	399,700	420,900	
	72	279,300	336,800	400,900	422,100	
	73	280,000	338,900	401,900	422,800	
	74	281,100	341,100	403,000	423,600	
	75	282,300	343,300	404,100	424,300	
	76	283,300	345,500	405,200	424,800	
	77	284,500	347,300	406,100	425,100	
	78	285,600	349,200	407,100	425,500	
	79	286,800	350,900	408,100	425,900	
	80	287,700	352,800	409,100	426,400	
	81	288,900	354,600	409,900	426,700	
	82	289,800	356,400	410,700	427,100	
	83	290,800	357,900	411,500	427,500	
	84	291,800	359,700	412,300	427,800	
	85	292,700	360,900	413,000	428,100	
	86	293,700	362,600	413,800	428,500	
	87	294,400	364,100	414,500	428,900	
	88	295,400	365,700	415,200	429,200	
	89	296,400	367,100	415,800	429,500	
	90	297,300	368,400	416,500	429,800	

再任
用職
員以
外の
職員

91	298,200	369,800	416,900	430,100
92	299,000	371,200	417,600	430,300
93	299,300	372,700	418,000	430,500
94	300,100	374,000	418,500	430,800
95	300,800	375,300	419,000	431,100
96	301,600	376,600	419,300	431,300
97	302,400	377,600	419,600	431,500
98	303,200	378,600	419,900	431,800
99	304,000	379,600	420,200	432,100
100	304,800	380,600	420,400	432,300
101	305,700	381,700	420,600	432,500
102	306,200	382,700	420,900	432,800
103	306,700	383,700	421,300	433,100
104	307,200	384,700	421,500	433,300
105	307,400	385,500	421,700	433,500
106	307,800	386,400	422,000	
107	308,100	387,300	422,300	
108	308,400	388,300	422,500	
109	308,600	389,200	422,700	
110	308,800	390,200		
111	309,100	391,200		
112	309,400	392,200		
113	309,600	392,800		
114	309,800	393,700		
115	310,000	394,600		
116	310,300	395,500		
117	310,600	396,300		
118	310,900	397,100		
119	311,200	397,900		
120	311,500	398,700		
121	311,700	399,200		
122	311,900	400,000		
123	312,100	400,700		
124	312,400	401,400		
125	312,700	402,100		
126		402,800		
127		403,300		
128		403,900		
129		404,600		
130		405,200		
131		405,900		
132		406,400		
133		406,700		
134		407,000		
135		407,300		
136		407,600		
137		407,900		

	138		408,200			
	139		408,500			
	140		408,800			
	141		409,100			
	142		409,400			
	143		409,700			
	144		410,000			
	145		410,200			
	146		410,500			
	147		410,900			
	148		411,100			
	149		411,300			
再任 用職 員		229,600	276,400	303,900	330,700	413,100

備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職給料表 (四)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	191,300	225,600	286,200	356,200	486,300
	2	193,900	227,800	289,300	359,200	488,500
	3	196,500	229,800	292,200	362,000	490,700
	4	199,200	231,900	295,000	365,100	492,900
	5	201,900	233,900	297,700	368,000	494,800
	6	204,700	235,900	300,200	370,000	496,800
	7	207,400	238,100	302,600	372,200	498,800
	8	210,300	240,100	304,900	374,700	500,800
	9	213,200	242,300	307,300	376,700	502,700
	10	215,900	244,800	309,800	379,000	504,700
	11	218,900	247,200	312,300	381,100	506,600
	12	221,600	249,700	314,800	383,100	508,600
	13	224,200	251,700	317,100	385,000	510,300
	14	225,800	254,100	319,100	387,200	512,100
	15	227,700	256,400	321,200	389,100	513,900
	16	229,400	258,800	322,900	390,700	515,800
	17	231,100	261,000	325,300	392,500	517,600
	18	232,900	264,200	327,600	394,900	519,400
	19	234,700	267,300	330,000	397,200	521,200
	20	236,200	270,500	332,300	399,600	523,100
	21	238,200	273,300	334,300	402,000	524,800
	22	240,100	276,400	337,000	404,600	526,400
	23	242,100	279,300	339,500	407,300	528,100
	24	244,200	282,300	342,500	410,000	529,700
	25	245,800	284,900	345,300	412,400	531,200
	26	247,700	287,600	347,800	414,900	532,600
	27	249,700	290,100	350,400	417,300	534,000
	28	251,700	292,800	353,300	419,800	535,400
	29	253,500	295,400	355,900	421,800	536,500
	30	255,400	297,600	358,500	424,300	537,500
	31	257,400	299,600	360,800	426,700	538,500
	32	259,500	301,800	363,200	429,100	539,500
	33	261,300	303,600	365,600	430,700	540,200
	34	263,300	305,800	367,500	433,100	541,100
	35	265,300	307,900	369,100	435,400	542,000
	36	267,200	309,900	370,500	437,700	542,900
	37	268,400	311,900	372,500	439,600	543,700
	38	270,000	313,500	374,700	441,900	544,600
	39	271,500	315,300	376,900	444,300	545,300
	40	273,000	316,800	379,200	446,600	545,800
	41	274,600	318,200	381,400	449,000	546,500
	42	275,700	320,200	383,500	451,400	547,200
	43	276,600	322,000	385,600	453,800	547,900

	44	277,600	324,100	387,700	456,200	548,400
	45	278,600	326,200	389,200	458,300	548,900
	46	279,500	328,400	391,200	460,300	549,600
	47	280,100	330,500	393,100	462,500	550,200
	48	280,800	332,800	395,100	464,700	550,800
	49	281,700	335,000	396,200	467,000	551,400
	50	282,200	337,300	398,000	469,200	
	51	282,800	339,400	399,700	471,500	
	52	283,400	341,600	401,500	473,800	
	53	284,100	343,700	402,500	475,700	
	54	284,700	345,300	404,100	477,400	
	55	285,300	346,600	405,700	479,100	
	56	286,000	347,900	407,400	480,900	
	57	286,900	349,600	408,800	482,400	
	58	288,000	351,600	410,500	483,500	
	59	288,900	353,300	412,100	484,600	
	60	290,300	355,300	413,700	485,700	
	61	291,200	357,100	415,000	486,700	
	62	292,600	359,000	416,600	487,800	
	63	293,800	360,900	418,200	488,900	
	64	294,900	362,800	419,800	490,000	
	65	295,900	364,400	421,200	491,000	
	66	297,000	366,300	422,300	492,100	
	67	298,200	368,100	423,300	493,100	
	68	299,300	369,900	424,300	494,200	
	69	300,100	371,400	425,300	495,100	
再任	70	300,800	373,200	426,300	496,200	
用職	71	301,700	374,900	427,400	497,200	
員以	72	302,500	376,700	428,400	498,300	
外の	73	303,600	378,000	429,100	499,300	
職員	74	304,700	379,600	429,900	500,400	
	75	305,800	381,200	430,900	501,400	
	76	306,900	382,900	431,900	502,400	
	77	307,500	384,400	432,900	503,300	
	78	308,400	386,100	433,900	504,200	
	79	309,200	387,700	434,900	505,100	
	80	310,200	389,300	435,900	506,000	
	81	310,900	390,800	436,600	506,800	
	82	311,800	392,400	437,500	507,600	
	83	312,700	393,900	438,400	508,400	
	84	313,600	395,500	439,200	509,200	
	85	314,100	396,600	440,100	509,600	
	86	314,800	397,900	440,900	510,400	
	87	315,600	399,300	441,700	511,200	
	88	316,500	400,600	442,600	512,000	
	89	317,400	402,100	443,200	512,700	
	90	318,200	403,300	443,700	513,500	

91	319,000	404,400	444,300	514,200
92	319,800	405,600	444,700	514,600
93	320,500	406,400	445,200	515,200
94	321,200	407,500	445,700	515,800
95	321,900	408,600	446,200	516,300
96	322,600	409,600	446,700	516,800
97	323,000	410,600	446,900	517,200
98	323,400	411,600	447,400	
99	323,800	412,600	447,700	
100	324,200	413,600	448,000	
101	324,600	414,200	448,300	
102	325,000	415,200	448,600	
103	325,300	416,200	448,900	
104	325,700	417,200	449,200	
105	326,200	417,800	449,400	
106	326,600	418,600	449,700	
107	327,100	419,400	450,000	
108	327,600	420,000	450,200	
109	328,000	420,500	450,400	
110	328,500	420,900	450,700	
111	328,900	421,300	451,000	
112	329,400	421,600	451,200	
113	329,700	421,800	451,400	
114	330,200	422,100		
115	330,600	422,400		
116	331,100	422,700		
117	331,400	422,900		
118	331,800	423,200		
119	332,300	423,500		
120	332,800	423,700		
121	333,000	423,900		
122	333,400	424,200		
123	333,900	424,500		
124	334,300	424,700		
125	334,500	424,900		
126	334,800			
127	335,300			
128	335,800			
129	336,000			
130	336,400			
131	336,900			
132	337,300			
133	337,500			
134	337,900			
135	338,400			
136	338,700			
137	339,000			

	138	339,400				
	139	339,800				
	140	340,200				
	141	340,700				
再任用職員		252,500	299,000	316,700	382,900	478,100

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,000	202,400	290,200	340,000	396,400
	2	154,200	205,000	292,500	342,200	399,300
	3	155,400	207,500	294,900	344,200	402,000
	4	156,500	210,000	297,200	346,200	404,800
	5	157,600	212,600	299,600	347,900	406,900
	6	158,900	214,900	301,500	349,600	409,700
	7	160,300	217,300	303,600	351,200	412,500
	8	161,600	219,500	305,300	352,500	415,200
	9	162,600	221,700	307,200	354,300	417,700
	10	164,400	224,000	309,600	356,400	420,500
	11	166,000	226,600	312,000	358,500	423,300
	12	167,600	228,900	314,500	360,500	426,100
	13	169,000	230,900	316,800	362,500	428,700
	14	171,000	233,400	319,300	364,400	431,500
	15	172,900	235,900	321,700	366,200	434,300
	16	175,000	238,400	324,400	368,200	437,100
	17	176,600	240,600	326,800	369,900	439,600
	18	178,700	243,500	329,100	371,800	442,200
	19	180,900	246,400	331,100	373,600	444,800
	20	182,900	249,400	333,200	375,600	447,400
	21	185,100	251,900	335,300	377,200	450,000
	22	187,300	254,600	336,900	379,200	452,600
	23	189,600	257,300	338,300	381,000	455,200
	24	191,800	260,100	339,700	382,900	457,800
	25	193,800	262,600	341,700	384,300	460,100
	26	196,100	265,100	343,600	386,100	462,500
	27	198,200	267,400	345,500	388,000	465,100
	28	200,400	269,600	347,300	389,900	467,600
	29	202,500	272,100	349,200	391,600	470,000
	30	204,000	274,300	350,900	393,600	472,600
	31	205,900	276,200	352,500	395,600	475,200
	32	207,600	278,300	354,200	397,500	477,800
	33	209,400	280,000	355,400	399,200	480,100
	34	211,400	282,000	356,900	401,000	482,600
	35	213,300	284,100	358,200	402,600	485,100
	36	215,300	285,900	359,700	404,400	487,600
	37	216,800	287,800	361,000	405,700	490,000
	38	218,700	289,000	362,400	407,200	492,500
	39	220,700	290,200	363,600	408,600	494,900
	40	222,600	291,400	365,000	410,000	497,400
	41	224,400	292,700	365,700	411,400	499,700

	42	226,400	293,400	366,900	412,800	502,000
	43	228,300	294,000	368,100	414,300	504,200
	44	230,200	294,800	369,300	415,900	506,500
	45	232,000	295,600	370,400	417,300	508,300
	46	234,000	296,700	371,600	418,700	509,900
	47	235,800	297,800	372,900	420,300	511,500
	48	237,700	299,000	374,100	421,900	513,000
	49	239,300	300,200	375,200	423,100	514,700
	50	241,100	301,400	376,500	424,600	516,200
	51	242,900	302,500	377,800	426,100	517,600
	52	244,500	303,400	379,100	427,600	519,100
	53	245,800	304,400	379,800	429,000	520,300
	54	247,600	305,400	380,800	430,400	521,500
	55	249,200	306,600	381,800	431,800	522,700
	56	250,700	307,600	382,800	433,200	523,900
	57	252,000	308,100	383,700	434,300	524,900
	58	253,200	308,900	384,500	435,600	525,900
	59	254,100	309,900	385,200	437,000	526,900
再任 用職 員以 外の 職員	60	255,000	310,800	385,900	438,300	527,900
	61	256,000	311,800	386,500	439,100	529,000
	62	257,000	312,900	387,200	440,000	529,900
	63	257,900	314,000	388,100	441,000	530,600
	64	258,800	315,100	389,000	441,900	531,300
	65	259,700	316,000	389,700	442,800	532,100
	66	260,700	317,100	390,500	443,700	532,900
	67	261,500	318,000	391,300	444,500	533,700
	68	262,100	319,000	392,100	445,300	534,500
	69	263,100	320,000	392,700	445,700	535,300
	70	264,400	321,100	393,400	446,300	536,100
	71	265,700	322,200	394,100	446,800	536,900
	72	267,000	323,300	394,800	447,300	537,700
	73	268,300	323,800	395,500	447,800	538,500
	74	269,700	324,900	396,100	448,400	
	75	270,900	326,000	396,800	448,900	
	76	272,000	327,100	397,500	449,400	
	77	272,900	328,200	398,200	449,900	
	78	274,000	329,200	398,800	450,500	
	79	275,200	330,100	399,400	451,000	
	80	276,200	331,100	400,000	451,500	
	81	277,400	332,200	400,600	452,000	
	82	278,600	333,000	401,300	452,600	
	83	279,800	333,700	401,900	453,100	
	84	280,900	334,500	402,400	453,600	
	85	282,000	335,100	402,900	454,100	
	86	283,000	335,600	403,400		
	87	284,100	336,100	403,900		
	88	285,200	336,600	404,600		

89	286,000	336,900	405,000		
90	287,200	337,400	405,500		
91	288,200	337,900	406,000		
92	289,400	338,400	406,700		
93	290,400	338,700	407,100		
94	291,400	339,100	407,600		
95	292,400	339,600	408,100		
96	293,400	340,100	408,800		
97	293,700	340,700	409,200		
98	294,600	341,200	409,700		
99	295,400	341,700	410,200		
100	296,300	342,200	410,900		
101	297,200	342,700	411,300		
102	297,900	343,200			
103	298,600	343,700			
104	299,300	344,200			
105	300,100	344,700			
106	300,600	345,100			
107	301,100	345,600			
108	301,600	346,100			
109	301,800	346,600			
110	302,200	347,000			
111	302,500	347,500			
112	302,800	347,900			
113	303,100	348,400			
114	303,400	348,800			
115	303,700	349,300			
116	304,000	349,700			
117	304,300	350,200			
118	304,700	350,600			
119	305,100	351,100			
120	305,500	351,500			
121	305,800	351,900			
再任用職員	221,700	263,700	289,000	332,200	391,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700

再任職員以外の職員	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	157,900	195,100	231,100	257,100	287,600	333,300	378,400
	2	159,400	196,700	232,700	258,300	289,600	335,400	381,100
	3	160,800	198,300	234,300	259,500	291,700	337,600	383,800
	4	162,200	200,000	235,900	260,800	293,700	339,800	386,500
	5	163,400	201,500	237,300	262,000	295,800	341,700	389,000
	6	165,300	203,000	239,000	263,300	298,000	343,900	391,700
	7	167,000	204,700	240,500	264,400	299,900	346,000	394,400
	8	168,600	206,200	242,100	265,400	301,900	348,200	397,100
	9	170,300	207,800	243,100	266,700	303,700	350,000	399,300
	10	172,000	209,500	244,500	267,500	305,600	352,200	401,600
	11	173,600	211,200	245,900	268,400	307,300	354,300	403,800
	12	175,500	212,900	247,100	269,200	308,900	356,500	406,100
	13	176,900	214,300	248,600	270,300	310,900	358,000	408,200
	14	178,700	216,000	249,900	271,500	312,900	360,000	410,200
	15	180,700	217,600	251,100	272,700	315,000	362,000	412,300
	16	182,500	219,200	252,500	273,800	317,100	364,000	414,500
	17	184,400	220,700	253,300	275,400	319,100	365,800	416,300
	18	186,000	222,300	254,500	277,100	321,200	367,900	418,300
	19	187,800	224,000	255,600	278,900	323,300	369,900	420,300
	20	189,700	225,700	256,800	280,600	325,400	372,000	422,500
	21	191,200	227,100	258,200	282,300	327,300	373,800	424,300
	22	192,700	228,600	259,000	284,100	329,300	375,900	425,900
	23	194,300	230,000	259,900	285,800	331,200	378,000	427,500
	24	195,800	231,500	260,900	287,500	333,200	380,100	429,100
	25	197,400	232,800	261,900	289,200	334,900	381,600	430,600
	26	198,700	234,200	263,000	290,900	336,900	383,400	431,900
	27	200,300	235,500	264,100	292,700	338,900	385,200	433,200
	28	201,700	236,800	265,400	294,400	340,900	387,000	434,500
	29	203,200	238,000	266,900	295,800	342,300	388,800	435,800
	30	204,500	239,300	268,500	297,400	344,100	390,300	437,000
	31	205,800	240,800	270,100	299,100	345,900	392,000	438,200
	32	207,100	242,200	271,700	300,800	347,700	393,700	439,300
	33	208,500	243,200	273,000	302,500	349,400	395,000	440,500
	34	210,000	244,500	274,700	304,300	351,300	396,300	441,700
	35	211,300	245,400	276,400	306,100	353,200	397,600	443,000
	36	212,700	246,700	278,000	307,900	355,100	398,900	444,200
	37	213,800	248,000	279,400	309,300	356,900	400,000	445,400
	38	215,200	249,100	280,900	311,000	358,600	401,200	446,200
	39	216,500	250,300	282,500	312,500	360,300	402,300	446,800
	40	217,800	251,400	283,900	314,200	362,000	403,500	447,600
	41	218,900	252,500	285,100	315,900	363,200	404,300	448,100
	42	220,200	253,400	286,600	317,600	364,400	405,100	448,500

	43	221,400	254,400	288,100	319,300	365,600	405,900	448,900
	44	222,600	255,200	289,600	321,000	366,800	406,700	449,300
	45	223,700	256,300	291,200	321,900	368,000	407,100	449,700
	46	224,900	257,700	292,900	323,400	368,800	407,800	450,100
	47	225,900	259,000	294,600	324,900	370,000	408,300	450,500
	48	226,900	260,300	296,300	326,500	371,100	408,700	450,800
	49	227,800	261,800	297,500	327,900	372,200	409,100	451,100
	50	228,700	263,200	299,100	329,200	373,200	409,400	451,500
	51	229,700	264,400	300,500	330,500	374,200	409,700	451,800
	52	230,600	265,600	302,100	331,800	375,200	410,000	452,100
	53	230,900	266,600	303,400	332,900	376,000	410,300	452,500
	54	231,700	267,900	304,900	333,900	376,900	410,600	
	55	232,300	269,200	306,400	335,000	377,800	411,000	
	56	233,100	270,300	307,900	336,100	378,700	411,300	
再任職員以外の職員	57	233,900	271,200	308,900	336,600	379,300	411,600	
	58	234,600	272,400	310,200	337,500	380,100	411,900	
	59	235,200	273,600	311,400	338,300	380,900	412,200	
	60	235,800	274,700	312,800	339,200	381,700	412,600	
	61	236,500	275,700	314,100	340,000	382,100	412,800	
	62	237,200	276,800	315,400	340,300	382,800	413,100	
	63	237,800	277,900	316,700	341,000	383,500	413,400	
	64	238,500	279,000	318,000	341,700	384,200	413,700	
	65	239,100	279,900	319,400	342,300	384,700	413,900	
	66	239,800	281,000	320,200	343,000	385,300	414,200	
	67	240,500	281,900	321,000	343,700	386,000	414,500	
	68	241,300	283,000	321,800	344,400	386,600	414,800	
	69	241,900	284,000	322,400	345,100	387,000	415,000	
	70	242,500	285,100	323,100	345,700	387,500	415,300	
	71	243,100	286,200	323,800	346,300	388,000	415,600	
	72	243,600	287,300	324,400	346,900	388,500	415,900	
	73	244,200	287,900	325,200	347,200	389,100	416,100	
	74	244,900	288,600	325,400	347,800	389,600		
	75	245,700	289,200	326,000	348,300	390,200		
	76	246,200	290,000	326,600	348,900	390,800		
	77	246,600	290,800	327,200	349,400	391,300		
	78	247,100	291,400	327,700	349,900	391,800		
	79	247,600	292,000	328,200	350,400	392,400		
	80	247,900	292,600	328,700	350,900	392,900		
	81	248,200	293,300	329,300	351,200	393,200		
	82	248,500	293,800	329,800	351,500	393,700		
	83	248,800	294,300	330,300	351,900	394,100		
	84	249,200	294,700	330,800	352,200	394,500		
	85	249,500	294,900	331,300	352,700	394,900		
	86		295,100	331,700	353,000	395,400		
	87		295,300	331,900	353,300	395,800		
	88		295,500	332,300	353,600	396,200		
	89		295,900	332,700	354,000	396,600		

90		296,100	333,100	354,300			
91		296,300	333,500	354,700			
92		296,500	333,900	355,000			
93		296,900	334,300	355,400			
94		297,100	334,500	355,700			
95		297,300	334,900	356,100			
96		297,600	335,200	356,400			
97		298,000	335,400	356,700			
98		298,300	335,700	357,100			
99		298,600	336,000	357,500			
100		298,900	336,300	357,900			
101		299,200	336,500	358,400			
102		299,400	336,800	358,800			
103		299,600	337,200	359,200			
104		299,900	337,400	359,600			
105		300,200	337,600	360,100			
106			337,800				
107			338,200				
108			338,400				
109			338,600				
110			339,000				
111			339,400				
112			339,800				
113			340,000				
再任用職員	192,400	219,500	248,200	261,900	287,600	329,100	372,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	173,000	200,600	248,300	270,700	294,000	336,500	381,400
	2	174,400	202,600	250,100	271,600	295,700	338,600	384,100
	3	175,900	204,600	251,900	272,500	297,300	340,700	386,800
	4	177,400	206,500	253,700	273,500	299,100	342,900	389,500
	5	178,800	208,700	255,100	274,000	300,700	344,900	391,700
	6	180,300	210,700	256,400	275,000	302,600	347,100	394,100
	7	181,900	213,000	257,500	275,700	304,300	349,200	396,500
	8	183,400	215,100	258,800	276,600	306,000	351,400	398,800
	9	184,600	217,200	259,700	277,800	307,700	352,900	400,900
	10	186,300	218,600	260,600	278,400	309,300	354,900	403,000
	11	188,000	220,000	261,500	279,400	310,700	356,900	405,200
	12	189,500	221,200	262,300	280,400	312,000	358,900	407,600
	13	190,900	222,700	263,400	281,500	313,500	360,900	409,500
	14	193,000	224,100	264,500	282,500	315,200	363,000	411,600
	15	195,000	225,600	265,300	283,500	317,000	365,100	413,800
	16	197,100	226,900	266,200	284,600	318,800	367,200	416,000
	17	199,100	228,300	266,700	286,000	320,500	369,200	418,100
	18	201,100	229,800	267,700	287,200	322,200	371,300	420,300
	19	203,200	231,300	268,500	288,300	323,900	373,400	422,500
	20	205,200	232,900	269,300	289,500	325,600	375,500	424,700
	21	207,300	234,000	270,200	291,000	327,100	377,300	426,600
	22	209,200	235,700	270,900	292,600	328,600	379,400	428,500
	23	211,300	237,500	271,900	294,000	330,100	381,500	430,400
	24	213,500	239,100	272,700	295,300	331,700	383,600	432,300
	25	215,100	240,400	273,700	296,400	333,100	385,600	434,000
	26	216,500	242,200	274,500	298,000	334,600	387,300	435,600
	27	217,700	243,900	275,500	299,700	336,100	389,200	437,300
	28	219,000	245,600	276,500	301,300	337,700	391,100	438,900
	29	220,200	247,200	277,800	302,300	338,800	393,000	440,200
	30	221,300	248,700	279,000	303,700	340,300	394,800	441,600
	31	222,700	250,000	280,500	305,200	341,800	396,700	443,200
	32	223,800	251,100	281,900	306,700	343,300	398,600	444,700
	33	225,100	252,100	283,400	308,100	344,900	400,300	446,300
	34	226,400	253,300	284,800	309,700	346,500	402,000	447,900
	35	227,800	254,200	286,100	311,300	348,100	403,800	449,300
	36	229,100	255,200	287,300	312,900	349,700	405,600	450,900
	37	230,200	255,900	288,700	314,200	351,400	407,200	452,200
	38	231,700	256,900	289,900	315,700	353,000	409,000	453,600
	39	233,000	257,900	291,300	317,100	354,600	410,800	454,900
	40	234,400	258,900	292,600	318,700	356,200	412,600	456,300
	41	235,300	259,300	293,600	320,200	357,400	414,100	457,300
	42	236,800	260,200	294,900	321,700	358,900	415,700	458,100

43	238,100	261,000	296,300	323,100	360,400	417,200	458,900
44	239,500	261,800	297,700	324,600	361,900	418,500	459,500
45	240,700	262,600	299,000	325,500	363,500	419,600	460,400
46	242,100	263,300	300,500	326,900	364,600	420,700	461,100
47	243,500	264,200	302,000	328,300	366,100	421,900	461,900
48	244,800	265,000	303,500	329,800	367,400	423,100	462,800
49	245,700	265,900	304,600	331,000	368,800	424,400	463,500
50	246,800	266,800	306,000	332,400	370,200	425,500	464,200
51	247,900	267,700	307,200	333,700	371,600	426,800	464,900
52	248,900	268,700	308,600	335,100	373,000	427,900	465,700
53	249,600	269,900	310,000	336,500	374,500	429,100	466,500
54	250,600	271,100	311,400	337,900	375,700	430,100	467,300
55	251,500	272,500	312,800	339,300	376,900	431,200	468,100
56	252,500	273,800	314,200	340,700	378,100	432,400	468,800
57	253,200	275,200	315,000	341,600	379,200	433,500	469,600
58	254,200	276,700	316,300	342,900	380,200	434,000	
59	254,800	278,200	317,500	344,100	381,200	434,600	
60	255,600	279,600	318,900	345,400	382,200	435,000	
61	256,400	280,900	320,100	346,600	382,800	435,600	
62	257,300	282,200	321,400	347,500	383,600	436,100	
63	258,100	283,600	322,700	348,800	384,400	436,500	
64	258,900	284,800	324,000	350,100	385,200	437,100	
65	259,600	285,900	325,300	351,200	386,000	437,700	
66	260,400	287,200	326,600	352,400	386,700	438,100	
67	261,200	288,500	327,900	353,600	387,500	438,400	
68	261,900	289,800	329,200	354,700	388,200	438,700	
69	262,700	291,000	330,000	355,700	388,900	439,100	
70	263,600	292,500	331,100	356,800	389,500	439,500	
71	264,500	294,000	332,200	357,900	390,200	439,800	
72	265,600	295,500	333,100	359,000	390,800	440,100	
73	266,900	296,500	334,400	359,900	391,500	440,500	
74	268,200	297,900	335,100	361,000	392,000	440,900	
75	269,300	299,100	336,300	362,100	392,600	441,200	
76	270,400	300,500	337,500	363,200	393,100	441,500	
77	271,200	301,900	338,600	363,900	393,500	441,900	
78	272,300	303,200	339,800	364,700	394,100	442,300	
79	273,500	304,500	341,000	365,500	394,600	442,600	
80	274,500	305,800	342,200	366,300	394,900	442,900	
81	275,400	306,300	343,300	366,900	395,300	443,300	
82	276,400	307,500	344,400	367,400	395,800		
83	277,400	308,600	345,500	368,000	396,200		
84	278,300	309,900	346,600	368,500	396,500		
85	279,100	311,000	347,500	369,100	396,800		
86	280,000	312,200	348,500	369,600	397,300		
87	280,900	313,400	349,400	370,200	397,800		
88	281,800	314,600	350,400	370,700	398,200		
89	282,600	315,900	351,500	371,100	398,500		

再任職員以外の職員

90	283,600	317,100	352,300	371,600	398,900
91	284,400	318,300	353,100	372,200	399,400
92	285,400	319,500	353,900	372,700	399,800
93	286,300	320,400	354,600	373,000	400,200
94	287,300	321,100	355,200	373,500	400,600
95	288,300	321,800	355,900	374,000	401,100
96	289,300	322,400	356,500	374,300	401,500
97	289,900	323,100	356,900	374,900	401,900
98	290,700	323,400	357,300	375,400	
99	291,400	324,100	357,800	375,900	
100	292,300	324,800	358,200	376,400	
101	293,100	325,200	358,700	377,000	
102	293,900	325,800	359,100	377,500	
103	294,700	326,400	359,600	378,000	
104	295,500	327,000	360,000	378,400	
105	296,200	327,400	360,300	379,000	
106	296,700	327,900	360,800	379,500	
107	297,200	328,400	361,300	380,000	
108	297,700	328,900	361,600	380,500	
109	297,900	329,300	362,100	381,100	
110	298,300	329,700	362,600	381,600	
111	298,500	330,000	363,100	382,100	
112	298,900	330,400	363,600	382,600	
113	299,200	330,800	364,100	383,200	
114	299,400	331,200	364,600		
115	299,800	331,600	365,100		
116	300,100	331,900	365,500		
117	300,400	332,100	365,900		
118	300,700	332,400	366,400		
119	301,000	332,800	366,900		
120	301,400	333,000	367,400		
121	301,700	333,200	367,800		
122	302,100	333,500	368,300		
123	302,500	333,800	368,800		
124	302,900	334,100	369,300		
125	303,100	334,300	369,700		
126	303,300	334,600			
127	303,700	335,000			
128	304,100	335,200			
129	304,300	335,400			
130	304,600	335,700			
131	305,000	336,100			
132	305,400	336,300			
133	305,600	336,600			
134	305,900	337,000			
135	306,300	337,400			
136	306,600	337,800			

137	306,900	338,100					
138	307,100	338,500					
139	307,500	338,900					
140	307,800	339,300					
141	308,000	339,600					
142	308,400	340,000					
143	308,800	340,400					
144	309,100	340,800					
145	309,300	341,100					
146	309,500	341,500					
147	309,800	341,900					
148	310,200	342,300					
149	310,400	342,600					
150	310,600	343,000					
151	310,900	343,400					
152	311,200	343,800					
153	311,600	344,100					
154	311,800						
155	312,000						
156	312,300						
157	312,700						
158	313,000						
159	313,300						
160	313,600						
161	314,000						
162	314,300						
163	314,600						
164	314,900						
165	315,300						
166	315,600						
167	315,900						
168	316,200						
169	316,600						
再任用職員	239,700	260,400	267,700	278,100	294,700	332,500	377,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百一・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百六十一・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一中「405,000」を「406,000」に改める。

別表第二中「337,000」を「338,000」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十一・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表中「382,000」を「383,000」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第七条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二十三条第四項」を「給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百三十」と、同条第四項に「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第八条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。))第二十五条第二項の改正規定を除く。()による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第七条第三項の改正規定を除く。()による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項の改正規定を除く。()による改正後の任期付職員条例の規定は令和四年四月一日から適用し、第一条の規定(勤務条件条例第二十五条第二項の改正規定に限る。)による改正後の同項の規定、第三条の規定(任期付研究員条例第七条第三項の改正規定に限る。)による改正後の同項の規定、第五条の規定(任期付職員条例第五条第二項の改正規定に限る。)による改正後の同項の規定及び第七条の規定による改正後の岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(以下「会計年度任用職員条例」という。))第五条第一項の規定は令和四年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例、第五条の規定による改正後の任期付職員条例又は第七条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例、第五条の規定による改正前の任期付職員条例又は第七条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例、第五条の規定による改正後の任期付職員条例又は第七条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員の報酬の基本額に関する経過措置)

4 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間においては、会計年度任用職員条例別表の下欄中「給与条例」とあるのは、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等」の一部を改正する条例(令和四年岐阜県条例第四十号)第

一条の規定による改正前の給与条例」とする。
(人事委員会規則への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(開示決定等の期限)

第三条 県の機関等(県の機関(議会を除く。以下同じ。))及び県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、開示請求があつた日から十五日以内に開示決定等をしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第四条 開示請求に係る保有個人情報(著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残

りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第五条 法第八十九条第二項の規定による手数料は、徴収しない。

2 県の機関から法第八十七条第一項の規定により写しその他の物品の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第六条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までことに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 一号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第十五条(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

(岐阜県個人情報保護審査会への諮問)

第七条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岐阜県個人情報保護審査会条例(令和四年岐阜県条例第四十二号)第一条に規定する岐阜県個人情報保護審査会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上

の細則を定めようとする場合

(法の施行の状況の公表)

第八条 知事は、県の機関等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができ
る。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、県
の機関等が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(岐阜県個人情報保護条例の廃止)

2 岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)は、廃止する。

(岐阜県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の岐阜県個人情報保護条例(以下「旧
条例」という。)第十条、第十一条第三項又は第十一条の二第三項の規定による職務
上又は当該事務若しくは当該業務に関して知ることのできた旧条例第二条第一号に規
定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当
な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例に
よる。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第二号に規定する実施機関(以下「旧実施
機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員
であった者

二 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第六条第一項に規
定する個人情報取扱事務に従事していた者

三 この条例の施行前において旧条例第十一条の二第一項に規定する指定管理者が行
う公の施設の管理に係る業務に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第十三条、第二十条又は第二十三条の三の規定によ
る開示請求、訂正請求又は利用停止の請求がされた場合における旧個人情報の開示、
訂正及び利用停止並びに旧条例第二十三条の三の二の規定による利用停止の請求がさ
れた場合における旧条例第一条第四号に規定する特定個人情報の利用停止については、

なお従前の例による。

(罰則)

5 附則第三項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において
旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報(旧条例
第二条第六号に規定する公文書に記録されているものに限る。以下この項及び次項に
おいて同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特
定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した
もの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後
に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

6 附則第三項各号に掲げる者が、職務上又は当該事務若しくは当該業務に関して知る
ことのできたこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの
条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した
ときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 前二項の規定は、岐阜県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
(罰則に関する経過措置)

8 この条例の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によること
とされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例の規定による罰則
の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)
9 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正
する。

第十條中「岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)第七条が」
を「個人情報の保護に関する法律第六十九条に」に、「同条例第七条の四が」を「行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五
年法律第二十七号)第十九条に」に改める。

岐阜県個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県個人情報保護審査会条例

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 所掌事務及び組織(第三条 第七条)
 - 第三章 審査請求についての調査審議の手続(第八条 第十条)
 - 第四章 雑則(第十一条・第十二条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第四項の規定に基づき、岐阜県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県の機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

二 諮問庁 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした県の機関(議会を除く。)及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

三 保有個人情報 法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。

第二章 所掌事務及び組織
(所掌事務)

第三条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 法第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人に意見を述べること。

三 岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年岐阜県条例第四十一号。以下「法施行条例」という。)第七条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
(組織)

第四条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の職務)

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
(会長)

第七条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
第三章 審査請求についての調査審議の手続
(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項前段の規定により提示された保有個人情報閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面(をこれらの資料又は主張書面を提出した審査関係人(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。))以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四章 雑則

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十二条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に法施行条例附則第二項の規定による廃止前の岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号。以下「旧条例」という。)(第二十八条第一項の規定により置かれた岐阜県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。))の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))に、第四条第二項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、当該任命を受けたものとみなされる者の任期は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、令和六年九月三十日までとする。

(調査審議に関する経過措置)

3 施行日前に旧条例第二十四条第一項の規定による諮問がされた場合及び旧条例第二条第二号に規定する実施機関から意見を聴かれた場合の旧審査会の調査審議については、なお従前の例による。

(委員の守秘義務に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であつた者に係る旧条例第二十八条第六項の規定による同条第一項に規定する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、法施行条例附則第二項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(罰則)

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前項の規定は、岐阜県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であつた者がこの条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

8 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)(第二十八条第一項)」を「岐阜県個人情報保護審査会条例(令和四年岐阜県条例第四十二号)第一条」に改める。

(岐阜県行政不服審査会条例の一部改正)

9 岐阜県行政不服審査会条例(平成二十八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第四条第一項(第六条第四項)」を「第五条第一項(第七条第四項)」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第四項中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 審査会の所掌事務は、行政不服審査法の規定により審査会の権限に属させられた事項(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することを除く。)を処理することとする。

岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県情報公開条例の一部を改正する条例

岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「(以下「法令等」という。)」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第六条第三号中「法人」を「法人その他の団体」に改め、「」その他の団体」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第六条第六号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第六条第七号を削る。

第十四条第二項第一号中「、同条第三号ただし書又は同条第七号ただし書」を「又は同条第三号ただし書」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を

次のように改正する。

別表第十八の二の二の項第一号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第三条第三項」の下に「(法第九条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「人違いでない」を「本人である」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号を削り、同項第七号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第八号とし、同項第六号中「第八条第二項」を「第八条第三項前段」に、「す」を「し」及び同項後段の規定により現有旅券の返納を受ける」に改め、同項を同項第七号とし、同項第五号中「法第十条第四項及び法第十二条第三項」を「及び法第十条第四項」に改め、「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

5 法第三条第五項の規定により現有旅券を確認すること。
別表第十八の二の二の項第九号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十号中「人違いでない」を「本人である」に、「これ」を「これら」に改め、同項第十一号中「規定により」を「規定による」に改める。
(岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表一の項から三の項までの規定中

一、〇〇〇〇

を

二、
だし
第二
用を
あつ
〇〇

〇〇〇〇円。た
、法第二十条
項の規定の適
受ける場合に
ては、四、〇

に改め、同表五の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。
- 2 (岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)(附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る事務の処理については、第一条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第十八の二の二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 (岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
施行日前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料については、第二条の規定による改正後の岐阜県企画経済関係手数料徴収条例別表第一四の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例

(目的)

第一条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深め、もって脱炭素社会の実現、循環型社会の形成及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

二 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。
 三 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。

四 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

五 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

六 木質バイオマス 動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。

（基本理念）

第三条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 森林は、二酸化炭素をその成長の過程で吸収し、及び固定し、並びに木材として住宅、家具等に利用されることで長期にわたり貯蔵することが可能であることに鑑み、将来にわたり継続的に県産材の利用が図られること。

二 木材は、森林から再生産することが可能な資源であることに鑑み、森林を次世代へ継承するため、持続可能な森林の経営管理が図られること。

三 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、県産材の経済的な価値の増加が図られること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、森林所有者、事業者（林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者をいう。以下同じ。）及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

（市町村への協力）

第五条 県は、市町村において、県産材の利用の促進に関する施策が講じられるよう、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（森林所有者の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念のっとり、県産材を安定的かつ持続的に供給できるように、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動において他の事業者と相互に連携を図りながら県産材の利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に

関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念のっとり、森林の樹種、林齢その他の森林資源の状況を把握することによる県産材の安定的かつ持続的な生産及び供給並びに人材の育成及び確保に積極的に努めるものとする。

3 木材産業事業者は、基本理念のっとり、県産材の有効な利用及び安定的な供給、加工技術の継承及び発展、人材の育成及び確保並びに木材産業の振興に資する取組の実施に積極的に努めるものとする。

4 建築関係事業者は、基本理念のっとり、県産材に係る知識の習得、県産材の利用及び普及、木造建築物の設計及び施工に係る技術の継承及び発展並びに人材の育成及び確保に積極的に努めるものとする。

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念のっとり、県産材の利用について理解を深めるとともに、日常生活において県産材の積極的な利用に努めるものとする。

（県産材利用推進計画）

第九条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県産材利用推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項

二 県産材の利用の促進に関する目標

三 前二号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（建築物等における県産材の利用の促進）

第十条 県は、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）における県産材の利用を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 県産材を利用した建築物等の木造化（建築物等の建築又は設置に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を利用することをいう。次条第一項において同じ。）及び木質化（建築物等の建築又は設置に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。次条第一項において同じ。）に対する支援その他の建築物等の建築又は設置における県産材の利用の促進に関すること。

二 県産材を利用した備品、家具等の購入に対する支援その他の建築物等における県産材を利用した木製品の利用の促進に関すること。

(県の建築物等における県産材の利用)

第十一条 県は、県の建築物等の建築又は設置に当たっては、推進計画で定めるところにより、県産材を利用した木造化及び木質化をするものとする。

2 県は、県の建築物等において、県産材を利用した木製品の利用に努めるものとする。
(相談体制の整備)

第十二条 県は、県産材を利用した建築物等の建築又は設置をしようとする事業者、県民及び市町村からの相談に応じるため、相談体制を整備するものとする。

(県産材利用促進協定)

第十三条 県及び事業者は、事業者による県産材の利用の促進に関する構想(以下この条において「県産材利用促進構想」という。)及び県による県産材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定(以下この条において「県産材利用促進協定」という。)を締結することができる。

2 県は、県産材利用促進協定を締結したときは、速やかに、その旨を公表するものとする。

3 県及び事業者は、県産材利用促進協定を締結したときは、当該県産材利用促進協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

4 県は、その締結した県産材利用促進協定に係る県産材利用促進構想の達成のための事業者の取組を促進するため、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(県産材の安定的かつ持続的な供給の確保)

第十四条 県は、県産材の安定的かつ持続的な供給の確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 森林施策を効率的に行うための施設の整備に関すること。

二 県産材の加工及び流通に係る施設の整備に関すること。

三 品質及び性能が明確化された県産材の生産量の増加に関すること。

四 県産材の需給に関する情報の共有の円滑化に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、県産材の安定的かつ持続的な供給に必要な措置に関すること。

(法令に適合して伐採された樹木を材料とする県産材の流通及び利用の促進)

第十五条 県は、法令に適合して伐採された樹木を材料とする県産材の流通及び利用を促進するため、市町村への助言、森林所有者及び事業者に対する周知並びに県民への普及啓発を行うものとする。

(県産材等の販路の拡大)

第十六条 県は、県産材及び県産材を利用した木製品の販路の拡大を図るため、事業者が行う販売及び輸出に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(木質バイオマスの利用の促進)

第十七条 県は、木質バイオマスの多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)を促進するため、木質バイオマスの加工施設の整備のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新分野における木質バイオマスの利用を促進するための調査、情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発及び普及)

第十八条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材の品質及び性能の向上、新用途への利用その他の県産材の利用の促進に関する研究開発の推進並びにその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第十九条 県は、持続可能な林業又は木材産業を担うべき人材の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材を利用した建築物等を建築し、又は設置するために必要な知識又は技術を有する設計者等の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(炭素貯蔵量の認定)

第二十条 県は、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深め、県産材の利用を促進するため、建築物等及び木製品に利用された県産材の炭素貯蔵量(その利用する木材に貯蔵された炭素の量をいう。)を認定し、公表するものとする。

(普及啓発)

第二十一条 県は、事業者及び県民の県産材の利用についての理解を深めるため、県産材に関する情報の提供、ぎふ木育の推進その他の方法により普及啓発を行うものとする。

(表彰)

第二十二條 県は、県産材の利用の促進に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十三條 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第二十四條 知事は、毎年度、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条 第三条)
 - 第二章 個人情報等の取扱い(第四条 第十六条)
 - 第三章 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第十七条)
 - 第四章 開示、訂正及び利用停止
 - 第一節 開示(第十八条 第二十九条)
 - 第二節 訂正(第三十条 第三十六条)
 - 第三節 利用停止(第三十七条 第四十二条)
 - 第四節 審査請求(第四十三条 第四十五条)
 - 第五章 雑則(第四十六条 第五十一条)
 - 第六章 罰則(第五十二条 第五十六条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、岐阜県議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- 二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者に異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第

三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号。以下「情報公開条例」という。）第二条第二項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しないうり特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部

を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

12 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）
 第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）
 第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）
 第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その

他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十二条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨

を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属させられた事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会若しくは県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の

課又は職員に限るものとする。

5 職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの（公文書に記録されているものに限る。）に關しては、第二項第二号から第四号まで及び第二十九条の規定は適用しないものとして、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十二条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十七条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二十九条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第三十七条第一項第一号	第十二条第一項及び第二項	番号法第十九条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報ファイル簿の作成及び公表

第十七条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の

範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第一項、第三十条第一項又は第三十七条第一項の規定による請求を受理する

組織の名称及び所在地

九 第三十条第一項ただし書又は第三十七条第一項ただし書に該当するときは、その

旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

（開示請求権）

（開示請求権）

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第十九条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求があつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第二十条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この章において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第十八条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十七条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）

若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 議長が第二十四条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直

な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第二十一条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第二十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十四条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十五条 開示決定等は、開示請求があつた日から十五日以内に行わなければならない。ただし、第十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十六条 開示請求に係る保有個人情報若しくは大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合にお

いて、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を畫面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十四条第二項第三号及び第四十五条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を畫面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十条第二号又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十二條の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十四条第一項及び第二項において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を畫面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十八条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十四条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十九条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十七条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に關して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なうなければならない。

（訂正請求の手続）

第三十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求があつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第三十二条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行なうなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十三条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第三十四条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内に行なうなければならない。ただし、第三十一条第三項の規定により補正

を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十五条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行なうなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第三十六条 議長は、第三十三条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

（利用停止請求権）

第三十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手続）

第三十八条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第三十九条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十一条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第三十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十二条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第四十三条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第四十四条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岐阜県個人情報保護審査会条例（令和四年岐阜県条例第四十二号）第一条に規定する岐阜県個人情報保護審査会（第三項及び第四十九条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不合法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定により諮問した場合には、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第一項の規定により諮問した場合の審査会の調査審議の手続は、岐阜県個人情報保護審査会条例第三条第一号に規定する調査審議の例による。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第四十五条 第二十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決

（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第五章 雑則

（適用除外）

第四十六条 保有個人情報（情報公開条例第六条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十七条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開

示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第四十八条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第四十九条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第五十条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第五十一条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十二条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前三条の規定は、岐阜県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受

けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第八条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止のため委員会を招集する場所への委員の参集を制限する必要がある場合又は大規模な災害の発生若しくは育児、介護その他やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認める場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に参加した委員については、当該委員会に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、令和五年六月一日から施行する。

令和四年十二月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社